

## JAB PD364:2014D10 に対するコメント及び事務局回答

	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 : 採用、 : 修正等、× : 不採用)
1	SGS ジャパン株式会社 認証サービス事業部 浅井昭江	5.3.2.2	1	Q	(初回、更新)とあるが、 PEFC 13.1.4 項はサーベイランスも含んでいる。 当指針においては、サーベイランスの審査工数の「最低限」は規定しないという 意味で良いか。		5.3.2.2 項は、サーベイランスの最低審査工数を除外するという規定ではない。5.3.2.2 項の名称は、SGEC・PEFC スキーム要求事項の共通項目を括りだしているだけである。 申請機関が PEFC の CoC 認証を実施する場合は、PEFC ST2003 に従わなければならない。 よって、PEFC の CoC 認証においては、ST2003 の 13.1.4 項に従いサーベイランスの最低審査工数は 0.5 人日としなければならない。一方、SGEC スキームは、CoC 認証の定期サーベイランスについて最低審査工数という形では規定していないが、SGEC 認証制度の管理運営に関する文書 附属文書 2-5 定期審査調査事項 2 項に規定される項目を網羅する審査工数を確保しなければならない。なお、サーベイランスの審査工数については、5.3.6.1 項において明確化した。 また、森林管理認証のサーベイランスも同様であり、森林管理認証についてサーベイランスの指針(4.3.6 項)を追加した。
2	同上	5.3.3.1	3	T	PEFC の欄に「マルチサイ	「マルチサイトの場合」を削除	

注：コメント区分には、必ず「G(全般に関するコメント)」、「T(技術的コメント)」、「E(編集上のコメント)」又は「Q(質問)」の区分をご記入ください。

	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 : 採用、 : 修正等、× : 不採用)
					トの場合」とあるが、マルチ サイトでなければサイトの サンプリングはしないので、 不要では？		
3	同上	5.3.3.1	3	E	付属書 3.3.1 項 付属書 3.1 項では？	PEFC ST2003 付属書 3.1 項に修正	PEFC ST2003 の付属書 3 の項目番号である ので、「付属書 3 の 3.1 項」と修正。
4	同上	5.3.3.2	3	E	付属書 3.3.2 項 付属書 3.2 項では？	PEFC ST2003 付属書 3.2 項に修正	PEFC ST2003 の付属書 3 の項目番号である ので、「付属書 3 の 3.2 項」と修正。
5	同上	5.3.3.3	3	E	付属書 3.3.4 項 付属書 3.4 項では？	PEFC ST2003 付属書 3.4 項に修正	PEFC ST2003 の付属書 3 の項目番号である ので、「付属書 3 の 3.4 項」と修正。
6	同上	2.1	2	E	引用文書 a)項は2012年版の 誤記かと思われます	JIS Q 17065:2012 に修正	

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。